

平成15年7月7日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会
会長 朝日 稔

公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会（以下「本審査会」という。）は、兵庫県が実施する公共事業等の新規事業及び継続事業のうち、兵庫県知事から平成15年5月21日に審査依頼を受けた対象事業12件について、各委員の様々な意見を踏まえ慎重に審議を行い、下記のとおり審査結果を取りまとめた。

事業の実施に当たっては、本審査会の意見を十分に尊重し、効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

記

本審査会では、兵庫県の投資事業評価システムに基づき、新規着手することの必要性や投資効果の大きさ、環境に及ぼす影響などの幅広い視点から、審査を行った結果、対象事業12件全てについて新規着手することが妥当と判断した。

なお、公共事業がもたらす社会への影響は大きく、社会基盤が整備されたことにより、どのような成果・効果が得られたのかを検証し、その結果を次の計画へ活かしていくことが重要であり、県民の関心も高いものと思われる。現在の投資事業評価システムにおいては新規事業・継続事業の評価を行っているが、事業が完了した事後の検証という視点も今後盛り込んでいく必要があると考えられる。

また、少子化と平均寿命の伸長の影響により急速に進展する高齢化への対策が急務となっており、社会基盤整備に課せられた責任は大きい。

例えば、歩道の段差解消などまちのバリアフリー化が今後一層求められるとともに、安全な歩行空間確保のための歩車分離や交通混雑の解消、また、農作業の軽減化等を含む高齢者就農を支援する基盤づくりも課題である。これらの課題解決に向け、より一層の効率的・効果的な事業推進を図られたい。

さらに、社会基盤整備を的確に進めていくためには住民ニーズの把握が不可欠であることから、県民への説明責任（アカウントビリティ）を果たす努力とともに、県民とのコミュニケーションの窓口を常に用意しておき、時にはアンケート調査を活用するなど県民ニーズの把握にも、より一層努められたい。

以下、各事業について、審査結果を付記する。

【新規事業】

1 道路事業

(1) 道路改築事業 国道2号 和坂拡幅(明石市)

国道2号の明石市和坂地区付近においては慢性的な渋滞が発生しており、その解消と歩行者や自転車の安全確保を図るため、道路拡幅及び自転車歩行者道の整備を行う本事業の事業着手は妥当である。

なお、事業実施に当たっては低騒音舗装を含め、より良い沿道環境づくりに努めること。

(2) 道路改築事業 国道372号 社バイパス

本事業は、社町の市街地の外側に環状道路を形成し、通過交通と市街地中心部から発生する交通とを分離し、渋滞解消を図るとともに、緊急車両等の円滑な走行や歩行者の安全を確保することから、事業着手は妥当である。

なお、事業実施に際しては整備済み区間を踏まえ、早期に事業効果が発現するよう努められたい。

2 街路事業

(3) 都市計画道路 加古川別府港線(木村地区)(加古川市)

(4) 都市計画道路 加古川別府港線(中津地区)(")

両事業は、交差点の改良及び道路拡幅により交通渋滞の解消と、緊急輸送路の確保を図るとともに、歩行者等の安全性の向上を図るものであり、事業着手は妥当である。

なお、道路拡幅に伴い移転する商店・住居等が多数あることから、事業実施に際しては街路整備後の景観等を含むまちづくりを十分に検討されたい。

3 県営住宅整備事業

(5) 姫路夢前台住宅建設事業(建替)

本県営住宅は、築後35年を経過し老朽化が進み、耐震性能や設備水準も低いことから早期に建て替える必要があるため、事業着手は妥当である。

なお、事業を進めるに当たっては、住宅はもちろん敷地内のバリアフリー化を実施するとともに、敷地内の緑化をはじめ、周辺環境や街並み景観への配慮に努めること。

4 交通安全施設整備事業

(6) 特定交通安全施設等整備事業 (国)176号(三田市)

本事業は、既設歩道を拡幅及び波打ち歩道を解消する歩道のリニューアルにより交通事故削減を図るとともに、交差点改良により交通安全対策を推進するものであり、自動車及び歩行者・自転車の交通量が多く、交通事故が多発していることから、事業着手は妥当である。

なお、歩行者・自転車の安全確保のため、電柱の排除等歩道の有効幅員の確保に配慮されたい。

(7) 特定交通安全施設等整備事業 (主) 香住久美浜線 (豊岡市)

本事業区間は、対岸の中学校に通う唯一の通学路ともなっており、特に冬季は降雪・強風等の厳しい気象条件から歩行空間の確保が難しい状況となっている。そのため、歩車分離による安全な通行の確保を図る本事業の着手は妥当である。

なお、歩道橋については周辺景観と調和するような意匠となるよう検討されたい。

(8) 特定交通安全施設等整備事業 (主) 福良江井岩屋線 (北淡町)

本事業地は自動車及び歩行者・自転車の交通量が多いにも関わらず歩道が未設置であるため交通事故が多発している。

さらに、新たに統合中学校の開校が予定されており通学者の増加が見込まれるため、早急に交通安全対策を実施する必要があることから、本事業の着手は妥当である。

なお、歩行者・自転車の安全確保のため、電柱の排除等歩道の有効幅員の確保に配慮されたい。

5 海岸事業

(9) 高潮対策事業 姫路港海岸 飾磨地区

本排水機場は整備後約30年が経過し、床や壁等の亀裂及び設備の老朽化が進んでおり、高潮浸水被害から住民の生命や財産を守る必要があるため、本事業の着手は妥当である。

なお、今後の事業実施に当たっては老朽化等の原因について調査検討し、新たな施設整備に反映させるとともに、周辺の景観への配慮にも努めること。

6 土地区画整理事業

(10) 野中・砂子土地区画整理事業 (赤穂市)

本地区は中心市街地の約1km北東に位置し、無秩序な市街化が進行しつつあるとともに、幹線道路が未整備のため、生活道路への交通流入が生じ、住環境が悪化しつつある。本事業は、幹線道路、公園等を一体的に整備することにより、地域の防災機能の向上、住環境の向上、交通課題の解消が図られ、地域の活性化に資するものであることから、着手妥当である。

なお、河川沿いの市街地の拡大にもつながることから、総合的な治水対策とも十分な調整を図り、良好な都市環境の創造に努めること。

7 ほ場整備事業

(11) 経営体育成基盤整備事業 山田地区 (一宮町)

(12) 経営体育成基盤整備事業 市西地区 (三原町)

両事業は、効率的かつ安定的な担い手を育成し、優良農地の維持確保に必要なほ場整備であり、事業着手は妥当である。

なお、淡路地区全体の高齢化率が高いことも考慮し、淡路地区全体での農業振興という視点での検討が十分に行われるよう留意すること。